

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条9項の準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成28年6月13日付けで行った法24条9項の準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね、次のとおりであり、本件処分は違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

- 1 従前、住宅扶助の特別基準のアパートに居たため、特別基準のアパートに転居してもいいものと思っていたが、特別基準の適用されない家賃53,700円以下のアパートしか認められないらしい。車イスと寝たきりの人じゃないと特別基準は認められないとのことだが、法律には一切うたっていない。医師の意見書等により、特別基準を認めて欲しい。請求人の主張する病気療養を理

由に、処分庁が住宅扶助の特別基準の設定の必要はないと判断したとあるが、それはなぜか。

- 2 本件処分通知書は、却下理由が記載自体から了知することができないため、処分の取消しは免れない。
- 3 福祉事務所の嘱託医と担当の会話が5分くらいの立ち話ではケース診断会議とはいえない。その内容を克明に開示してほしい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年 8月22日	諮問
平成28年 9月23日	審議（第1回第2部会）
平成28年10月18日	審議（第2回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法11条1項は、保護の種類として3号で「住宅扶助」を挙げている。そして、法14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活

を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとしている。

- (2) 法 12 条柱書は、「生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、同条 2 号は、生活扶助の範囲として「移送」を挙げている。そして、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）によれば、「移送は、次のいずれかに該当する場合において、他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行うこととし」とされ、移送費の範囲として、「(サ)被保護者が転居する場合…(略)…で、真にやむを得ないとき。この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえない。」とされている（局長通知第 7・2・(7)・ア）。
- (3) 法 24 条 1 項は、保護の開始を申請する者は、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとする。また、同条 3 項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとし、同条 4 項は、前項の書面には決定の理由を付さなければならないとする。そして、同条 9 項により、これらの規定は保護の変更の申請について準用されている。
- (4) 法 8 条 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定めた法による保護の基準（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号。以下「保

護基準」という。)によれば、家賃、間代、地代等に係る住宅扶助の基準額は、保護基準別表第3・1のとおりとされ、当該費用がこの基準額を超えるときは、都道府県又は地方自治法252条の19第1項の指定都市若しくは同法252条の22第1項の中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額(以下「本件限度額」という。)とするとされている(保護基準別表第3・2)。

(5) 局長通知によれば、厚生労働大臣の定める住宅扶助の本件限度額(基準額)によりがたい家賃、間代等であって、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、本件限度額に1.3倍(単身世帯の場合)を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差し支えないこととされている(局長通知第7・4・(1)・オ)。

(6) また、被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこととされている(局長通知第7・4・(1)・カ)。

2(1) これを本件についてみると、平成28年6月8日、請求人は、処分庁に対して本件申請を行った。その際に提出された本件ちらしには、請求人が検討していた転居先住居の月額家賃等の記載が認められるものの、本件ちらしは、一般的に不動産業者が来店した不特定多数の者に配布するものであり、請求人が当該住居に転居する蓋然性を確認することができず、また、請求人が申請していた移送費の必要性についても確認できなかった。そのため、処分庁担当者は請求人に対して、本件必要書類の提出を求めたが、特段の事情がないにもかかわらず、請求人から

は本件ちらし以外の書類は提出されなかった。

そうすると、処分庁は、本件申請に係る保護の要否について判断することができないことが明らかであることから、やむを得ず本件処分を行ったものと認められる。

したがって、請求人が住宅扶助費の特別基準に該当するか否かの点について判断するまでもなく、本件処分を違法又は不当とすることはできない。

- (2) また、請求人は、本件処分通知書の理由付記に瑕疵が存在する旨主張する（第3・2）。

しかし、本件申請時に処分庁担当者が、請求人に対して本件必要書類の提出を求めたにもかかわらず、本件必要書類が添付されていなかった。そのような状況において、本件処分通知書には、保護の決定内容として「平成28年6月8日付の敷金並びに生活移送費の支給に係る申請について、支給の理由が無い為、却下します。」と記載され、却下理由として「転居費用の需要が発生した事実が確認出来ないため。」と記載されていることからすれば、請求人は、本件申請に本件必要書類の添付がないために保護申請が却下されたことを了知し得たと考えられ、本件処分の取消しを免れないほどに、理由付記に不備があるとまで認めることはできず、請求人の主張には理由がないものというほかない。

- (3) さらに、請求人は、処分庁担当者と嘱託医の会話の内容の開示を求める旨主張をする（第3・3）。

しかし、本件のように審査庁（東京都知事）が処分庁（〇〇区福祉事務所長）の上級行政庁及び処分庁のいずれでもない場合、行政不服審査法による審査請求は、行政庁の違法若しくは不当な処分の取消しを求めるものであり（行政不服審査法1条1項、2条、46条1項）、請求人が行政不服審査法に基づく

審査請求を適法になすためには、審査請求の趣旨は、「処分の取消し」を求めるものでなければならない。

そうすると、「処分庁担当者と嘱託医の会話の内容の開示」を求める請求は、処分の取消しを求めているものとはいえ、行政不服審査法に基づく審査請求の対象とすることのできないものである。

仮に、当該主張を行政不服審査法38条1項に基づく閲覧の求めと解しても、「処分庁担当者と嘱託医の会話の内容」の記載された書面は審理員に提出されておらず保持していないため、当該求めに応じることはできない。

- 3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来